

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり (ウォーカブル区域の設定)

1 目的

長崎都心まちづくり構想では、長崎駅周辺再整備や長崎スタジアムシティなど、新たな集客拠点で生まれる賑わいを都心部全体に波及させるため、「回遊性の向上」や「回遊目的の創造」などに取り組む方針である。

また、長崎まちづくりのグランドデザイン2050においても、都心部に「人中心の楽しい都市空間を創出しよう」という方針を位置づけている。

そのために、公共のみならず、民間投資や活力を活かし、目指すべき都市構造を進めていく必要がある。



2 ウォーカブル区域とは

(1)概要

観光客やオフィスワーカー、高齢者や障害者の方々、若者や子育て世代など、まちに住み、又は訪れる様々な人々が満足できるような「居心地が良く歩きたくなる」空間づくりを目指す区域。

【国が示すウォーカブル区域の考え方】

- 都市再生整備計画※の中で、市町村が指定する区域
- 歩いて広場、店舗等の様々な交流・滞在施設に立ち寄れる、1km程度の歩ける範囲のエリアを設定

※都市再生整備計画とは、市町村がまちづくりの目標や指標を設定し、目標達成のために必要な都市基盤や都市施設の整備・関連するソフト事業等を位置づけ、計画に基づく事業に対し、国費による支援を受けることが可能となる計画。

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかのイメージ



(2)活用できる制度概要

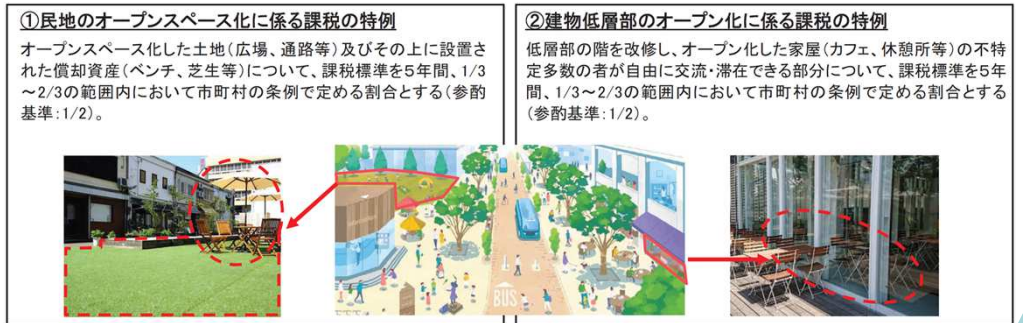
ア まちなかウォーカブル推進事業

市町村や民間事業者等が実施する、道路・公園・広場等の整備や修復・利活用、滞在環境の向上に資する取組を、都市再生推進事業制度要綱に基づき国が重点的・一体的に支援(補助率1/2)するもの。



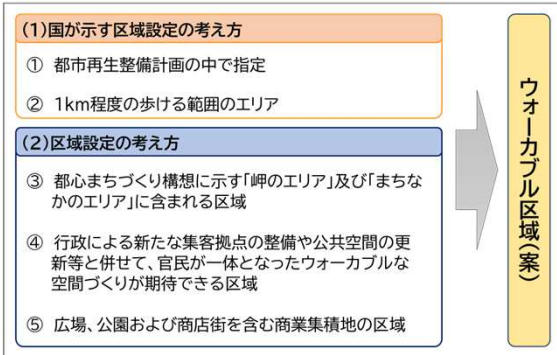
イ ウォーカブル推進税制

市町村による公共施設の整備・管理と一体となって、土地所有者等が交流・滞在空間(民地のオープンスペース化や建物低層部のオープン化)を創出した場合に、地域決定型地方税制特措置(わがまち特例)による固定資産税・都市計画税の軽減(特例割合1/2)により支援するもの。

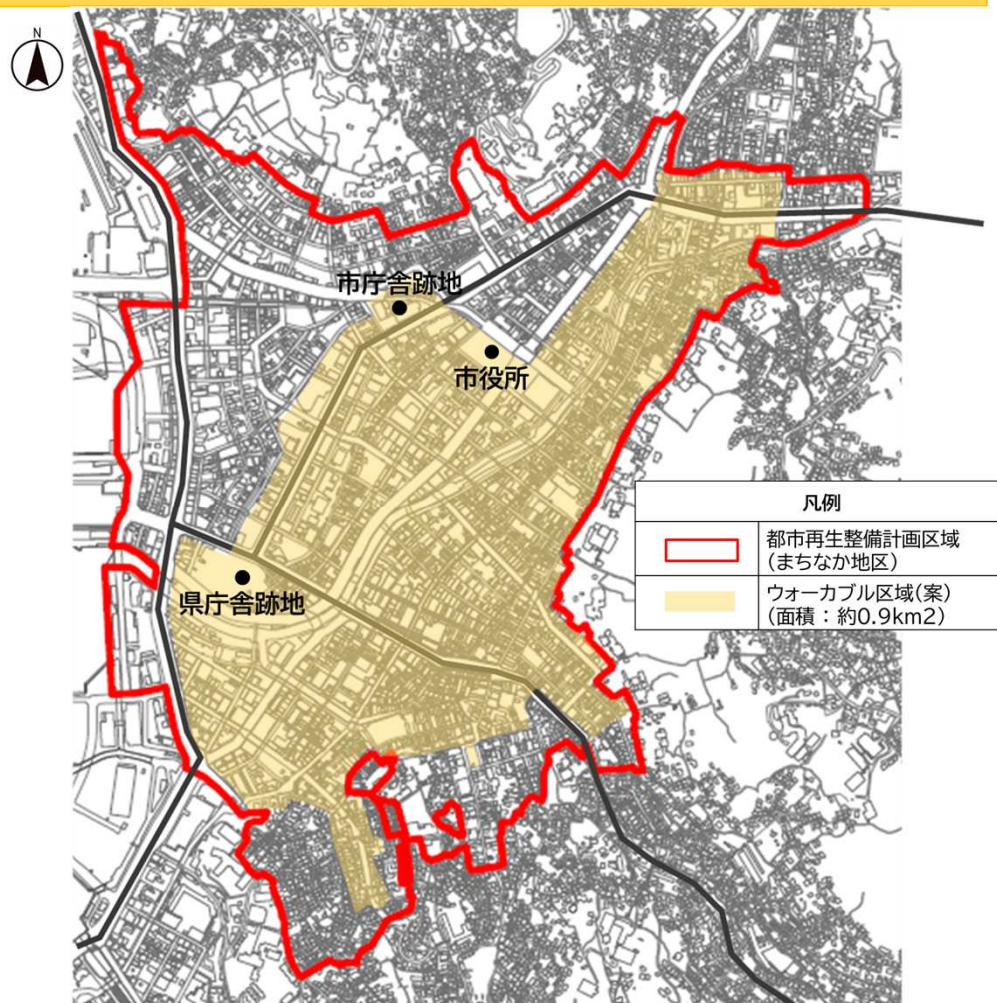


3 長崎市におけるウォーカブル区域設定の考え方

次の要件をみたす区域をウォーカブル区域(案)として設定する。



ウォーカブル区域(案)



4 実例(国土交通省HPより)

(1)静岡県静岡市

○賑わいや活気を生み出すまちを目指し、中心市街地においてウォーカブルな空間の創出や回遊性の向上。

○ボウリング場の建替えにあわせて、全天候型の誰でも利用できる交流広場を整備。



(2)宮崎県宮崎市

○広島通りの無電柱化及び美装化に合わせ、民地・店舗前面の一部を広場化するとともに、テラス席やデッキを設置し、滞在空間を整備。



出典:国土交通省
ウェブサイトを一
部加工して作成

【問合せ先】長崎市役所
担当係：都市計画課 市街地整備係 松尾、鬼塚
TEL：095-829-1169
E-mail：toshimasu@city.nagasaki.lg.jp